

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制度名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価 TOB に応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等	
税目	所得税、法人税	
要望の内容	<p>産業活力再生特別措置法の認定を受けて事業者が行う自社株対価 TOB について、以下の措置を講ずる。</p> <p>① TOB に応募した法人株主の株式譲渡損益に対する課税の繰延べ</p> <p>② TOB に応募した個人株主の譲渡所得等（譲渡所得、事業所得、雑所得）に対する課税の繰延べ</p> <p>③ 一定の要件のもと、TOB に応募した個人株主が取得した株式の特定口座預け入れ対象への追加</p> <p>※ 自社株対価 TOB：現金ではなく自社又は親会社の株式を対価として行う株式公開買付</p>	
内容	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 4 2 億円 （ - ）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 本年 7 月に施行された改正産業活力再生特別措置法では会社法の特例を設けることで自社株対価 TOB を行いやすくしているが、自社株対価 TOB の対象会社株主が株式譲渡損益・譲渡所得等に対して課税されることを理由に自社株対価 TOB に応じないことが課題となっており、応募株主の課税の繰延措置等を講じることで自社株対価 TOB が活発に行われる環境を整備し、我が国企業の成長、国際競争力の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国企業は、これまでも国内の消費マインドの冷え込み、グローバル競争や円高といった厳しい経営環境におかれてきたが、東日本大震災や欧米の債務問題が追い打ちをかけており、企業を取り巻く環境はより厳しいものとなっている。</p> <p>このような中、企業が継続的な成長を図り、我が国経済の活力を向上させるためには、一層の「選択と集中」が必要であり、そのための有効な手段である M&A についての更なる環境整備が必要である。特に、M&A の手法の一つである自社株対価 TOB は、海外では数多く行われており、業界再編につながる大型案件にも用いられるなど、有力な M&A 手法として確立されているが、我が国においては、制度的な制約から行われてこなかった。</p> <p>このため、平成 23 年 7 月 1 日に改正法が施行された「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」では、自社株対価 TOB を実施するに当たっての会社法上の制約を払拭しており、その活用が期待されているものの、TOB に応募した株主については、株式譲渡損益・譲渡所得等に対して課税が発生することが自社株対価 TOB 実施上の制約になるとの指摘が多くなされていることから、所要の税制上の措置を講ずることで、一層の「選択と集中」を進め、我が国経済の活力を向上させる必要がある。</p> <p>また、個人株主の利便性向上を図り、自社株対価 TOB の利用を促進するため、自社株対価 TOB に応募した個人株主が対価として取得した株式についても、一定の要件のもと、特定口座への預け入れ対象とする必要がある。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１－（４）個人投資家の参加拡大
		政策の達成目標	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること。 （測定指標）個人株主数の推移、特定口座数の推移
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の 3 年間
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	4,591 万人（平成 22 年度 個人株主数の延べ人数） （出典）東京証券取引所等「平成 22 年度株式分布状況調査」
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、個人投資家の納税手続きの負担を軽減させるため、個人投資家の証券市場への参加拡大に有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
要望の措置の妥当性		アンケート結果によれば、今後自社株対価 TOB の活用を検討する企業のうち、約 90%の企業が、応募株主の課税関係が制約要因になると考えているところ、課税の繰延措置によって制約要因を直接に取り除くことが必要かつ適切である。 また、本措置は、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な事業再編等について一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限って認められるものであり、政策手段としての確である。 さらに、個人投資家の納税手続きの負担を軽減させる簡素で分かりやすい制度とするものであり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	新設要望のため、該当せず
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・～平成 23 年度改正 特定口座の預け入れ対象となる上場株式等の範囲については、これまでも利便性向上に向けた要望を行い、一定の要件を満たす上場株式等について特定口座への受け入れが可能となっている。 	